

訪問看護ステーション たんぽぽ 運営規程

(令和8年6月1日改定)

社会医療法人社団 順江会 江東病院 訪問看護ステーション たんぽぽ

（事業の目的）

第1条 社会医療法人社団順江会が開設する社会医療法人社団順江会 江東病院 訪問看護ステーションたんぽぽ（以下ステーションという。）が行う指定訪問看護の事業（以下事業という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全般的な日常生活の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援する。

1 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の運営）

第3条 ステーションは、事業の運営にあたっては、主治医の訪問看護指示書に基づく訪問看護計画書により適切な訪問看護の提供を行うものとする。

1 ステーションは訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの看護師、准看護師、保健師、理学療法士または作業療法士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 社会医療法人社団順江会 江東病院 訪問看護ステーションたんぽぽ
- 2 所在地 東京都江東区大島五丁目10番10号 セントラルプラザ大島401

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師1名

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。但し、管理上支障がない時は、ステーションの他の職務を兼務することが出来るものとする。

2 看護職員 看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士とし、常勤換算で2.5名以上とし、そのうち1名は常勤者とする。看護職員（但し、准看護師は除く。）は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、看護職員は訪問看護の提供にあたる。

- 3 事務職員 必要な事務を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第6条☑ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日、12月29日から1月3日、3月10日（創立記念日）を除く。

- 2 営業時間 月曜日から金曜日：午前8時45分から午後5時15分とする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用時間及び利用日数)

第7条 ステーションが行う訪問看護の実施時間は、30分以上1時間30分を標準とし、2時間を超えないものとする。

1 ステーションが行う訪問看護の利用日数は、週3日を限度とする。但し厚生労働大臣が定める疾病等の患者及び急性増悪等により特別指示書の交付された利用者は除く。

2 前2項の規定にかかわらず、居宅サービス計画に基づく訪問看護は、当該計画に定めるものとする。

(訪問看護の内容)

第8条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事及び排泄等、日常生活の指導・支援
- 4 褥創の防止、処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や介護方法の指導
- 9 カテーテル等の管理
- 10 その他医師の指示による医療処置
- 11 多職種との連携

(利用料等)

第9条 ステーションは、基本利用料として健康保険法または介護保険法に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

1 医療保険（健康保険法）
健康保険法に基づく額を徴収する。

2 介護保険法
介護保険で居宅サービス計画に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割～3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

① ステーションは、基本利用料のほか看護師等の訪問看護の提供が次の号に該当する時は、その他の利用料として、別表の額の支払を利用者から受けるものとする。但し、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づくものを除く。

3 第6条第1項1，2で定めた営業日及び営業時間外に訪問看護を行なった場合（医療保険利用者のみとする）

4 第7条で定めた1時間30分（介護保険利用者の場合）または2時間（医療保険利用者の場合、訪問看護基本療養費Ⅱを算定すべき場合は8時間）を超えた場合

5 訪問看護と連携して行われる死後の処置

① 訪問看護に要する交通費、オムツ代、日常生活に必要な物品代は、その実費を徴収出来るものとする。但し、介護保険法における交通費については、第10条に定める通常の事業の実施地域を超える場合に限る。

② 前各項にかかる費用を領収した場合は、領収書を交付するものとする

- ③ 利用者の都合により、予め計画された指定訪問看護をキャンセルした場合、次のキャンセル料を請求出来るものとする。

計画日の24時間前までのキャンセル	無料
計画日の12時間前までのキャンセル	第1項利用料の25%
計画日の12時間前までに連絡がなかったとき	第1項利用料の50%

(通常の事業の実施区域)

第10条 通常の事業の実施区域は、次のとおりとする。

- 1 江東区 : 大島、亀戸、北砂、東砂、南砂、毛利、猿江、扇橋、石島、海辺、千石、千田
- 2 江戸川区 : 船堀、小松川、平井
- 3 墨田区 : 錦糸、江東橋、立花

(緊急時の対応)

第11条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

また、主治医に連絡困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 1 看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(相談・苦情の対応)

第12条 ステーションは、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に対し、迅速に対応する。

- 1 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了日から2年間保存する。

(事故処理)

第13条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 1 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了日から2年間保存する。
- 2 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待防止の為の措置)

第14条 ステーションは虐待の発生またはその再発を防止する為、以下の措置を講じる。

- 1 虐待防止の為の対策を検討する会議を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- 2 虐待防止の為の指針を整備する。
- 3 従業者に対し、虐待防止の為の研修を定期的を実施する。
- 4 虐待防止に関する責任者を設置する。

責任者	役職・氏名	所長	芳賀 彩子
-----	-------	----	-------

(ハラスメントの防止・対応)

第15条 ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じる。

- 1 ステーションは、従業員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族等が事業所の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限することができる。
- 2 訪問看護サービスの提供に際し、防犯上の理由により携帯用防犯ブザーまたは音声記録機器(以下「防犯機器」という)を使用する場合がある。
記録された情報は、利用者または従業員の安全確保を目的として使用され、第三者への開示・提供は行わないものとする。
ただし、法令に基づく開示義務がある場合を除く。

(感染症や非常災害発生時の対応)

第16条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するとともに、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

第17条 ステーションは、社会的使命を充分認識し、看護師等の質の向上を図るため、研究、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修：採用後3ヵ月以内
- 2 継続研修：年1回
- 3 看護師等は、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
- 4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人社団順江会江東病院とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成12年3月27日	第7条（利用料）を介護報酬規程に準じて改定。
平成12年7月17日	第4条（職員の構成）を改定。
平成12年11月9日	第4条（職員の構成）を改定。
平成13年4月1日	事業所名称変更に伴い関連文言を改定。
平成13年8月1日	第4条（職員の構成）を改定。
平成13年9月10日	東京都福祉局実地指導に基づき改定。
平成19年4月28日	第4条(事務所の名称等)事業所の所在地変更に基づき改定。
平成19年7月1日	第9条（利用料等）を東京都介護サービス書式に準じて改定。
また江東区保健福祉部介護保険課の指導により「別表1, 2」を新規制定。	
平成20年4月1日	医療保険法改定により第9条(利用料等)別表2を改定。
平成21年4月1日	介護保険法改定により第9条(利用料等)別表1を改定。
平成22年12月4日	第4条(事務所の名称等)事業所の所在地変更に基づき改定。
平成24年4月1日	介護保険法改定により第9条(利用料等)別表1を改定。
平成26年4月1日	第1条及び第4条（事業の目的等） 法人の名称変更に基づき改定。 介護保険法改定により第9条(利用料等)別表1を改定。
平成26年6月1日	第6条（営業日及び営業時間）変更に基づき改定。
平成27年4月1日	介護保険法改定により第9条(利用料等)別表1を改定。
平成30年4月1日	介護保険法改定により第9条(利用料等)別表1を改定。
平成30年10月26日	東京都福祉保健局実地指導に基づき改定。
令和1年10月1日	医療保険法改定により第9条(利用料等)別表2を改定。
令和3年4月1日	介護保険法改定により第9条(利用料等)別表1を改定。
令和4年4月1日	医療保険法改定及び介護保険法改定により第9条(利用料等)別表1、3を改定。
令和6年1月10日	第14条（虐待防止の為の措置）を追加。
令和6年3月1日	第15条（ハラスメントの防止・対応）を追加。 第16条（感染症や非常災害発生時の対応）を追加。
令和6年6月1日	医療保険法改定及び介護保険法改定により第9条(利用料等)別表1、2、3を改定。
令和6年7月1日	介護保険法改定により第9条(利用料等)別表1、別表2を改定。
令和6年8月1日	医療保険法改定により第9条(利用料等)別表2を改定。
令和7年4月1日	管理者変更に伴い第14条（責任者）を改定。
令和7年9月10日	第15条（ハラスメントの防止・対応）2を追加
令和8年1月1日	職員構成変更に伴い介護保険法の第9条(利用料等)別表1、2、3を改定。
令和8年6月1日	介護保険法改定により第9条(利用料等)別表1、2を改定。
令和8年6月1日	医療保険法改定により第9条(利用料等)別表3を改定。

(別表 1) 介護保険利用者の第 9 条に定める料金表 (令和 8 年 6 月 1 日現在)

介護予防訪問看護

項 目		料 金
基本料金	訪問回数あたり	
	30分未満	5,141円
	30分～1 時間未満	9,051円
	1 時間～1 時間30分未満	12,426円
	理学療法士・作業療法士 20分あたり	3,237円
	理学療法士・作業療法士20分あたり (13ヵ月以降)	3,180円
	サービス提供体制加算	68円
加算料金 (1回/月)	緊急時訪問看護加算	6,544円
	特別管理加算 I	5,700円
	特別管理加算 II	2,850円
	初回加算 I (退院日実施)	3,990円
	初回加算 II (退院翌日以降実施)	3,420円
	退院時共同指導加算	6,840円
	介護職員等処遇改善加算 IV	総単位数 × 1.8% 1～3割
その他の料金	営業日及び 営業時間外に 訪問看護を 行なった時	夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00) 基本料金へ25/100加算 深 夜(22:00～6:00) 基本料金へ50/100加算
	複数名訪問 看護加算	30分未満 2,895円 30分以上 4,582円
	死後の処置	5,000円

(別表2) 介護保険利用者の第9条に定める料金表（令和8年6月1日現在）

訪問看護

項 目		料 金
基本料金	訪問回数あたり	
	30分未満	5,369円
	30分～1時間未満	9,382円
	1時間～1時間30分未満	12,859円
	理学療法士・作業療法士 20分あたり	3,351円
	サービス提供体制加算	68円
加算料金（1回/月）	看護体制強化加算Ⅱ	2,280円
	緊急時訪問看護加算	6,544円
	特別管理加算Ⅰ	5,700円
	特別管理加算Ⅱ	2,850円
	初回加算Ⅰ（退院日実施）	3,990円
	初回加算Ⅱ（退院翌日以降実施）	3,420円
	退院時共同指導加算	6,840円
	ターミナルケア	28,500円
	介護職員等処遇改善加算Ⅳ	総単位数×1.8% 1～3割
その他の料金	営業日及び 営業時間外に 訪問看護を 行なった時	夜間(18:00～22:00)又は早朝(6:00～8:00) 基本料金へ25/100加算
		深夜(22:00～6:00) 基本料金へ50/100加算
	複数名訪問 看護加算	30分未満 2,895円
		30分以上 4,582円
	死後の処置	5,000円

(別表3) 医療保険利用者の第9条に定める料金表（令和8年6月1日現在）

項 目	料 金
基本料金	基本療養費（Ⅰ）
	週3日まで 5,550円
	週4日を超えると 6,550円
	管理療養費
	初日 7,710円
	2日目以降 3,010円×日数
加算料金	24時間対応体制加算 6,520円
	特別管理加算（軽度） 2,500円
	特別管理加算（重度） 5,000円
	難病等複数回訪問加算（2回） 4,500円
	難病等複数回訪問加算（3回） 8,000円
	情報提供療養費 1,50円
	ターミナルケア療養費 25,000円
	退院時共同指導加算 8,000円
	退院支援指導加算 6,000円
	退院支援指導加算(90分超) 8,400円
	夜間・早朝訪問看護加算 2,100円
	深夜訪問看護加算 4,200円
	複数名訪問看護加算 4,500円
	医療DX情報活用加算 50円
	診療ベースアップ評価料(Ⅰ) 1,830円
	物価対応料1 初日 60円
	2日目以降 20円
死後の処置	5,000円